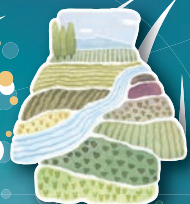




南アルプスと
歌舞伎の里

広報

おおしか



the most beautiful
villages
in japan

大鹿夏祭り

8月14日開催!



鹿(カ)モン!!



～診療所からのお知らせ～

発熱で受診希望の方は診療所へご連絡ください ☎39-2111

私たちの村 人口 873人(+3)／男 426人(+2)／女 447人(+1)／世帯数 460戸(+3) 令和6年7月1日現在 ※()内は前月比

2024

7

No.332

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大字大河原354 大鹿村役場

ホームページアドレス <http://www.vill.ooshika.nagano.jp>

電子メールアドレス info@vill.ooshika.lg.jp

◇令和6年7月発行／大鹿村役場 ◇印刷／龍共印刷株式会社



広報バックナンバーを
村のホームページから
ご覧になれます。

令和6年度大鹿夏祭りを開催します

●開催日 8月14日(水) 少雨決行(荒天延期)

●主会場 大西公園

●タイムスケジュール

午後1時00分～	魚のつかみ取り
午後3時30分～	ビンゴゲーム大会
午後5時10分頃～	演舞・演奏等
午後7時30分～	大煙火大会



是非お誘い合って、お越しください。

※タイムスケジュールは今後変更となる場合がございます。

夏山シーズン到来！ 山岳遭難救助訓練を実施しました

夏の行楽シーズンを迎えるにあたり、大鹿村山岳救助隊では、山岳事故等に迅速に対処するため、大鹿・遠山郷山岳救助隊員、飯田警察署、飯田広域消防による合同山岳救助訓練を6月21日(金)大西公園で実施しました。関係機関による合同訓練は、初めての試みとなり、連携強化を図ることができました。

当日の午前中はザイル等を使用したロープ結索訓練、午後は長野県警察ヘリコプター「やまびこ2号」による隊員を降下、引き上げるホイスト訓練と搜索飛行訓練を実施しました。



夏山遭難にご注意ください！

本格的な夏山シーズンを迎え、山岳遭難の増加が懸念されます。昨年の県内では、7月から8月にかけて101件の遭難が発生し、このうち、死者は10人、負傷者は59人となりました。登山者の皆さんは、次の点に注意して夏山を安全に楽しみましょう。

- 体力や技術に合った山を選ぶ。
- 事前に日程、コース、危険箇所などを確認し、参加者全員で話し合って計画を立てる。
- 入山前は「登山計画書」を必ず提出するほか、身近な人に行動予定を知らせておく。
- 必ず最新の気象情報を確認する。

■山岳情報(長野県警察公式ホームページ)

<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/index.html>

■長野県警察山岳遭難救助隊公式X(@NAGANO_P_M_R)

https://x.com/nagano_p_m_r

山岳情報

公式X



【問い合わせ先】 長野県警察本部 地域部山岳安全対策課 ☎026-233-0110(代)まで

津波が来るぞ すぐ避難！ 「津波フラッグ」は避難の合図

「津波フラッグ」は大津波警報、津波警報、津波注意報(以下、「津波警報等」という)が発表されたことをお知らせする旗です。

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘等、様々な手段で伝達されますが、令和2年6月から海水浴場等で赤と白の格子模様の旗「津波フラッグ」による視覚的伝達が行われるようになりました。「津波フラッグ」を用いることで、聴覚に障害をお持ちの方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などにも津波警報等の発表をお知らせできるようになります。海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。



詳しくは気象庁のホームページをご覧ください。

https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html

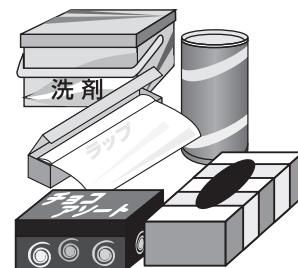
ごみの出し方 ～紙製容器包装・古紙～

紙製容器包装の回収に、他の紙類が混入されていました。出し方は、全戸配布してあります「ごみの分け方・出し方」及び「暮らしの便利帳」をご覧ください、分別してください。

○「紙製容器包装」は『紙』このマークのあるもの

- 箱状のもの 菓子箱・ティッシュペーパーの箱・犬猫の餌袋など
- 包装紙 小売店の紙袋・お土産の包装紙 など

注意：チラシ・カタログ・コピー用紙は → 「チラシ・雑誌類」
牛乳パック → 「牛乳パック」



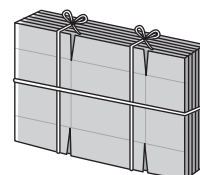
○「チラシ・雑誌類」

- チラシ・雑誌・カタログ・単行本・コピー用紙・カレンダー など
- 注意：束ねて、紐で十文字に縛って出す。
新聞紙は入れない。



○「段ボール・牛乳パック」

- 段ボール 『紙』このマークのあるもの
- 注意：1辺1メートル、厚さ30cm以下で十文字に縛って出す。
- 牛乳パック等 『紙パック』このマークのあるもの
- 注意：パックの中を水で洗い、束ねて出す。



* ごみの出し方が分からない場合は、

【問い合わせ先】 役場 住民税務課 ☎39-2001代まで

農業委員会だより

問い合わせ先：☎39-2001まで

【令和6年6月19日(水) 定例会が行われました】

今回提出された案件は、旧基盤強化法19条、非農地判断、農地中間管理事業法第19条の2です。農地の件でお困りのことがございましたら、いつでもご相談ください。

今回承認等された利用権等

地 区	利用権等	件数	その他
鹿 塩	賃借権	1	○申請等は、その月の15日を基準に受付。 【直近の締切日：令和6年8月15日(木)】 ○定例会は、毎月20日前後を予定。 【直近の予定日：令和6年7月24日(水)】
大河原	賃借権	2	
	非農地判断	1	

※農地の売買や賃貸などといった農地のやり取りには、「農業委員会の許可」が必要です。

【農業者年金について考えてみませんか!?】

農業者年金とは、老後の年金を積み立てる公的な制度です。

【要件をすべて満たす方は加入できます！】

要件①▷年間60日以上農業に従事する方

要件②▷20歳以上60歳未満の方

要件③▷国民年金 第1号被保険者の方(納付免除者除く)【まずは、要件③をチェック!!】

なお、農業者年金へ加入する場合、国民年金「付加年金」への加入が必要ですが、付加年金は、亡くなるまで受取ることが可能です(掛金：400円/月)。

例：59歳で加入した場合(保険納付額：400円×12か月＝4,800円)

65歳になったら、年額2,400円が受給可能に！

(2年間受給することで、納付した保険料の相当額を受取ることが可能)

【確かな農業情報をお届け！～全国農業新聞を読んでみませんか～】

毎週金曜日発行の専門紙(月額700円)です。また、**無料**で1ヶ月分(計4回分)を試し読みできますので、農業委員会までお気軽にご相談ください！

○相談できる日(7月)

月	火	水	木	金
7/1	2	3	4	5
8		10	11	12
	16	17	18	19
22	23	24	25	26
29	30	31		

相談可能時間：午前9時～午後3時まで

※相談可能日・時間に変更となる場合があります。

○相談を希望される方
営農支援センター
【役場 産業建設課】
☎39-2001代
までお電話下さい。

営農支援センターでは、営農に関する相談・技術指導等を行っています。お気軽にご利用下さい。

営農支援センターから
お知らせ



農に関するお知らせ

令和6年度収穫祭「日曜朝市」開催！

大鹿日曜朝市を下記の日程で開催します！

- ・開催日：7月21日、7月28日、8月4日、8月11日
- ・時 間：8時30分～10時
- ・場 所：塩の里直売所前朝市広場

長野県町村会主催の「信州縦断～元気なふるさと収穫祭めぐり」として開催しています。(会場でアンケートに答えると他町村の特産品が当たるかも！)

村内の新鮮でおいしい旬な野菜が並ぶ予定ですので、ぜひ皆様お誘いあってお越しください！



カモン！ホーサク



農業者年金

NOU
NEN

6つのメリット

農業者は広く加入できる
終身年金
老後を最後までサポート
全額社会保険料控除で
大きな節税効果
保険料が自分で選べて、
いつでも見直せる
条件を満たせば、
月額最大1万円の国庫補助
少子高齢時代に強い積立方式
確定拠出型の年金

長生きをマイナスにしない。
農業者のための年金が
あるなら入りたいと思う。



詳しくは… 農業者年金基金 検索 <https://www.nounen.go.jp/>
農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業者年金基金かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせてください。

大鹿村農業者年金委員会 TEL 39-2001 代 / JAみなみ信州 大鹿事業所 TEL 39-2101

独立行政法人 農業者年金基金
TEL 03-3502-3199 (南門相談室)
TEL 03-3502-3942 (企画調整室)

令和6年度 緑の募金 ご協力ありがとうございました

住民の皆様等からいただいた募金額は、61,900円となりました。

この募金は「長野県緑の基金」へ納入し、県内各地域で、さまざまな緑づくりに活用されます。

飯伊地域では緑化運動普及啓発の一環として、小学校の新入生の皆様に緑化木苗木を頒布しています。大鹿村ではブルーベリーの苗木を配布しました。

多くの皆様にご協力いただき、ありがとうございました。



医療制度へご加入の皆様へ

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

■国民健康保険の限度額認定証をお持ちの方

有効期限が7月31日の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方で8月以降も認定証が必要な方は、**更新申請が必要です**。7月から8月末日までに保健福祉課・保健医療係窓口又は郵送で申請してください(対象者となる要件を満たす方には、更新のご案内をお送りします)。

※世帯主および国保加入者で令和5年中の所得申告をしていない方がいる場合や、国民健康保険税に滞納があると認定証の交付ができません。

※認定証を使う予定がない方(入院や手術などで医療費が高額になる予定がない場合)はすぐに申請する必要はありません。認定証が必要になった際に申請してください。

■後期高齢者医療保険の限度額認定証をお持ちの方

有効期限が7月31日の「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方で8月以降も対象者となる要件を満たす方には、新たな認定証を7月下旬に郵送しますので、**手続きは必要ありません**(ただし、世帯に所得申告をしていない方がいる場合、申告後再度申請が必要になります)。

○申請に必要なもの

- 被保険者証
- マイナンバーが確認できるもの
- 来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証等)

※高額な治療を受ける予定のある方は、マイナ保険証を利用すれば、事前の申請手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。限度額適用認定書の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください(滞納がある方や、世帯に未申告の方がいる場合は正しい区分で確認できない場合がありますのでご注意ください)。

令和6年12月2日から現行の保険証は廃止されます

- 今回お送りする被保険者証は令和7年7月31日までご利用いただけますが、令和6年12月2日以降に被保険者証を紛失または差し替えが必要となった場合は「マイナ保険証」※1をご利用ください。
- マイナ保険証をお持ちでない方には現行の被保険者証の代わりとなる「資格確認書」※2を交付いたします。
- 被保険者証廃止後(令和6年12月2日以降)に新たに資格取得される方には「マイナ保険証」の登録状況に応じて「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」※3をお送りいたします。

※1 「マイナ保険証」とは被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカードのことです。

※2 「資格確認書」は医療機関へご自身の負担割合等の資格情報を証明するものです。マイナ保険証の代わりとしてご利用いただけます。

※3 「資格情報のお知らせ」は「マイナ保険証」をお持ちの方が自身の情報を簡単に確認できるようお送りする書面です。

医療機関では使えませんので、受診の際は「マイナ保険証」をお持ちください。

【問い合わせ先】 長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320
役場 保健福祉課 保健医療係 ☎39-2001代まで

国民健康保険・後期高齢者

8月1日から保険証が変わります

7月下旬までに郵送(特定記録郵便)で各ご家庭に届きますので内容をご確認ください。

なお、受診時にマイナンバーカードを保険証としてご利用いただく場合は、保険証の提示は不要です。

- 記載内容に誤りがある
- 職場の保険に加入している
- 他保険の扶養に入っている など



**保健福祉課保健医療係まで
ご連絡ください。**

国民健康保険証について



高齢受給者証を兼ねた保険証には負担割合の2割または3割が記載されています。

※令和6年12月2日以降、紙の保険証は廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しますが、今回お送りする保険証は令和7年7月31日までご利用いただけます。

後期高齢者医療保険証について

令和6年8月1日からお使いいただく保険証をお送りします。

現在ご使用いただいているオレンジ色の保険証の有効期限は7月31日です。

8月1日からは今回お送りする黄色の保険証をお使いください。

なお、受診時にマイナンバーカードを保険証として利用する場合は黄色の保険証の提示は不要です。

新(黄色)

旧(だいたい色)



令和6年7月31日まで有効



令和6年8月1日から

※有効期限を過ぎた古い保険証は、8月1日以降に市町村の担当窓口へご返却いただくか個人情報が出ないようハサミ等で裁断してから破棄してください。

令和6・7年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直されます。

長野県における令和6・7年度保険料率は、後期高齢者の増加や医療費の伸びに加え、現役世代の負担を抑えるための国の制度改正により、次のとおり増額改定することになりました。

お一人おひとりの保険料額は6月下旬に決定し、7月以降にお住まいの市町村から決定通知書によりお知らせします。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

	令和4・5年度	令和6・7年度	備 考
均 等 割 額	40,907円	44,365円	
所 得 割 率	8.43%	9.45%	令和6年度は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合は8.56%
賦課限度額	66万円	80万円	令和6年度は、昭和24年3月31日以前に生まれた方、障害認定の方は73万円

均等割額 44,365円	+	所得割額 (所得－43万円)×9.45%または8.56%	=	年間保険料額 限度額は80万円または73万円
-----------------	---	---------------------------------	---	---------------------------

●**保険料の軽減** 所得の低い方については、均等割額の軽減措置があります。

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減割合(軽減後の均等割額)
	令和6・7年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数※－1)以下の場合	7割軽減(13,309円/年)
43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数※－1)以下の場合	5割軽減(22,182円/年)
43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数※－1)以下の場合	2割軽減(35,492円/年)

※給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する方の数と公的年金等の収入が125万円(その方が65歳未満の場合は60万円)を超える方の数(給与所得を有する方を除く)の合計をいいます。

高齢者肺炎球菌予防接種について

肺炎球菌は毒性が強く、高齢者や呼吸器疾患・心疾患を有する方が感染した場合、合併症を併発する場合があります。

このため、高齢者肺炎球菌ワクチン接種は平成26年10月から予防接種法に基づく定期接種となりました。対象者は次の方となり、平成26年以降にワクチン接種を受けていない方には、予防接種の費用の一部を補助します。

- 今年度の対象者**
 - ・昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生
 - ・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
- 接種場所** 大鹿村立診療所及び県内医療機関(契約医療機関)
- 接種費用自己負担額** 1,000円(医療機関窓口でお支払いください)
- 接種回数** 1回
- 申込受付期間** 令和6年7月1日～令和7年3月31日
- 申込方法** 保健福祉課へ接種希望日を連絡してください。

※後日、予診票を送付します。診療所以外で接種する方は、ご自身で医療機関へ予約等の連絡をしてください。なお、この予防接種は義務ではありません。

【問い合わせ・受付先】 役場 保健福祉課 保健医療係 ☎48-5701まで

福祉医療費受給者証の交付(更新)申請について

福祉医療費受給者証の更新の時期となりました。更新該当者には申請書を送付しますので、記入していただき、役場保健福祉課まで提出をお願いします。また、新たに福祉医療の受給に該当される方は、下表を確認していただき、役場保健福祉課へ申請をしてください。

□福祉医療費給付金の受給資格

医療区分	資格要件	所得制限	
		本人	配偶者・扶養義務者など
乳幼児等	0歳～18歳以降最初の3月31日まで		
障がい者	身体障害者手帳1級・2級所得者	特別障害者手当	特別障害者手当 (年度末年齢が18歳までの障害者は、所得制限なし)
	身体障害者手帳3級所得者	所得税非課税者	
	療育手帳A1・A2・B1取得者		
	65歳以上国民年金法施行令別表該当者	特別障害者手当	
	精神障害者保健福祉手帳1・2級取得者		
	自立支援医療のうち精神通院医療費公費負担制度該当者		
	感染症法第37条の2該当者		
母子家庭等	母子家庭の母・子	児童扶養手当	児童扶養手当
父子家庭等	父子家庭の父・子		

- 母子・父子家庭等…配偶者のいない女子(男子)で18歳以下(高校卒業まで)の児童を扶養している者及びその者に扶養されている子
- 上記の所得制限の欄に各種手当が記載されているものは、当該手当の所得制限に準じて判断します。

【子どもの福祉医療費の窓口無料化が始まります】

8月1日から

村では、子育て支援や安心して医療が受けられる体制整備、医療費に係る負担軽減を目的に、今年8月診療分から、0歳から18歳までの福祉医療費の窓口無料化が始まります。受給資格のある方には7月下旬に新しい受給者証をお送りします。8月1日から新しい受給者証と加入している健康保険証又はマイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を医療機関の窓口で提示することで窓口で医療費を負担することなく、無料で医療を受けることができます。

受給者証の有効期間が変更となりますので、お手元に届きましたらご確認をお願いします。

■概要

出生から18歳まで

18歳到達後の最初の3月31日まで

【これまで】

○通院費300円 ⇒ 0円
○入院費300円 ⇒ 0円
○薬剤費300円 ⇒ 0円

【8月1日から】

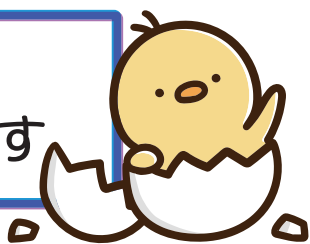
■次の場合は窓口無料になりません

- ・医療機関で福祉医療受給者証の提示がない場合(村窓口申請により払い戻しを受けることができます)
- ・長野県外の医療機関、薬局等での診療、調剤の場合(村窓口申請により払い戻しを受けることができます)
- ・入院時の食事療養費・保険診療外の医療費
- ・学校や保育所で怪我をした場合など、独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度対象となる場合
- ・窓口支払いの無い公費負担医療制度(療育医療・育成医療など)を利用する場合

※医療機関受診の際は、その都度必ず受給者証を提示していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】 役場 保健福祉課 保健医療係 ☎39-2001(代)まで

こんにちは
保健師です



ひよこクラブは、在宅乳幼児の親子を対象に行っている教室です。月に1～2回、工作や調理実習、運動あそびなどを通して楽しく活動しています。

4月25日のひよこクラブでは、飯田市立動物園に行きました。快晴となり暑いくらいのお天気でしたが、子どもたちは元気いっぱい！お母さんやお友だちと一緒に動物を見たり、乗り物に乗ったりして楽しい時間を過ごすことができました。

また、当日は民生児童委員さんにも同行していただきました。一緒にお弁当を食べたりお話をしたりして、良い交流の機会となりました。



5月21日には、運動あそびに参加しました。運動あそびは、運動保育士の長崎 将利先生(まさ先生)に来ていただき、年に4回保育所で行われています。ひよこクラブから年長さんまでの成長・発達に合わせた運動を、遊びに取り入れて行います。ひよこクラブでは、歌あそびなどを通して親子のふれあい遊びを行いました。



ひよこクラブは、親子が交流できる場となっています。
是非、お気軽にご参加ください。



公民館だより

夏休みに川遊びを行います

公民館で夏休み期間の恒例イベント川遊びを行います。

○開催日 7月31日(水)

○開催時間 10時～

○開催場所

大鹿小学校前小渋川河川敷

○対象者 村民の方

○参加費 無料です

申込も不要です

○持ち物 飲み物、サンダル、濡れてもよい服装

水路を利用して水遊びをしたり小さなプールを使ってヨーヨー釣りやスパーボール釣りしたり楽しめます。



☆夏休み人形劇☆ 「おじさんとおおきな木」

今年は人形劇団なんじゃもんじゃによる人形劇が行われます。

○日程 8月1日(木)

大鹿村交流センター ホール

午前9時30分 開演

○参加費 無料

○申込 7月26日(金)

○内容

今回は「おじさんとおおきな木」(上演時間約60分)を上演します。おおきな木を切り倒してしまったおじさんの心の変化をみんな考えてみましょう。

乳幼児から大人まで、幅広く楽しんでいただける作品です。多くのご参加をお待ちしております。^(M)



夏休みに竹灯籠を作って 灯りを楽しもう

公民館では、今年も木工体験施設KASUGASAIの竹岡さんの指導のもと竹灯籠づくりを行います。

○開催日 8月4日(日)

○開催時間 10時から

○開催場所

大鹿村交流センター ホール

または駐車スペース

○参加費 無料です。

LEDも用意します。

○申込み 7月29日(月)まで

木工用のドリルで穴をあけ自分のお気に入りの竹灯籠ができます。当日は、手袋をお持ちください。小学生の皆さんは、保護者の方と一緒にご参加ください。



今年も「ちいばあの命のお話」を聞きますか

今年の夏休みも「ちいばあの命のお話」を開催します。

○開催日 8月19日(月)

○開催時間 10時から

○開催場所

大鹿村交流センター ホール

○参加費 無料です

○申込み 8月13日(火)まで

講師は、「がらくた座」木島知草さん(通称・ちいばあ)。人形劇・ワークショップを通じて、平和の尊さ・命の尊厳・人権の大切さについて、わかりやすく教えてもらえますよ。子どもも大人もみんなで一緒になって参加する楽しいイベントです。



令和6年度 大鹿村国民健康保険税について

○国民健康保険税の税率が引き上げとなります。

令和9年度に長野県の統一した税率に見直しがされることを見据えて、国民健康保険運営協議会で検討した結果、所得割・均等割・平等割については増額となりました。

■医療分	5年度	6年度改正
所得割率	4.26%	4.65%
未就学児軽減額	5,550円	6,550円
均等割額	11,100円	13,100円
平等割額	12,000円	13,400円
課税限度額	650,000円	改定なし

■介護分	5年度	6年度改正
所得割率	1.62%	改定なし
均等割額	7,900円	
平等割額	4,800円	
課税限度額	170,000円	

■支援金分	5年度	6年度改正
所得割率	2.60%	改定なし
未就学児軽減額	3,550円	
均等割額	7,100円	
平等割額	6,500円	
課税限度額	220,000円	240,000円

均等割額…国保加入者の人数により課税
 平等割額…国保加入世帯に一律に課税
 未就学児軽減額…被保険者が未就学児である場合は均等割額を5割軽減
 (令和4年度以降より)

※各世帯の詳細は、7月に配布する納税通知書で確認をお願いします。

○軽減額について

世帯主とその世帯の国保加入者及び特定同一世帯所属者(※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方)の合計所得額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減(7割・5割・2割)されます。

注) 住民税について未申告の方は、軽減措置が受けられません。所得が無い方でもその旨を申告してください。

【改正前】軽減判定所得

7割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者数-1)
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数*)+10万円×(給与所得者数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+53.5万円×(被保険者数*)+10万円×(給与所得者数-1)



【改正後】軽減判定所得

7割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者数-1)
5割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+29.5万円×(被保険者数*)+10万円×(給与所得者数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額(43万円)+54.5万円×(被保険者数*)+10万円×(給与所得者数-1)

*被保険者には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者も含む

～国民健康保険～ こんな時には14日以内に役場へ届出を!!

こんなとき	持っていくもの
他の健康保険などに加入したとき	国保と新しい健康保険の保険証・印鑑・マイナンバーの確認できるもの
他の健康保険などを脱退したとき	退職証明書又は、資格喪失証明書・印鑑・マイナンバーの確認できるもの
修学のため、他の市区町村に住むとき	在学証明書・保険証・印鑑・マイナンバーが確認できるもの

※修学のため住民票を移しても、大鹿村の国保に引き続き加入希望の方は、窓口にてその旨お申し出ください。

【問い合わせ先】

☎39-2001まで

●県村民税・保険税についての問い合わせ…役場

●国民健康保険についての問い合わせ……役場

住民税務課 税務係

保健福祉課 保健医療係

固定資産税(家屋)調査のお願い

大鹿村は、固定資産税の課税をするうえで適正な評価を確保するため、実地調査を行っております。家屋調査については次のとおりです。

①家屋を新・増築したときに、建主に事前連絡などを行いながら評価を行う「新・増築調査」(店舗や事務所、また車庫や物置など小規模な建物も対象となる場合があります。)

②家屋課税台帳に登録されている内容(所在地番・用途・構造・床面積など)と比較し、増築や未調査の家屋、取り壊しなどがある家屋を調査する「全戸調査」

全戸調査は、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目的として実施するものです。調査方法は、税務係の職員が調査に行き、家屋の図面と実際の家屋を照らし合わせながら外観確認します。確認のため聞き取りをする場合も

ありますので、調査中は、大変ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

なお、調査に伺う際に職員は『固定資産評価補助員証』を携帯しています。

◎お願い

建物の取り壊し・新築・増築をした場合又は、その予定がある場合は役場税務係☎3912001までご連絡下さい。



「小渋ダム開放DAY」のご案内 『小渋ダムを探検しよう!』

天竜川ダム統合管理事務所「小渋ダム」では、森と湖に親しみながら、ダムの機能・重要性について理解を深めることを目的として、ダムを開放します。ダム堤体内の散策、普段見学できない小渋第3発電所の見学ができます。

夏休みの親子のふれあいの場としてご利用下さい。

○期日

7月27日(土)

○時間

午前10時～午後3時

○受付

小渋ダム駐車場広場

○その他

※小雨決行。当日の気象条件により、中止になる場合があります。

※参加費無料。事前申し込みは必要ありません。

○問い合わせ先

天竜川ダム統合管理事務所
総務課

☎0265-8813729

村税・料金 納付のお知らせ

毎月の料金

- 保育料 ●介護保険料 ●住宅料 ●水道料
- 後期高齢者医療保険料 ●その他利用料等

7月はここ!!

8月はここ!!

課税月 税目(期)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
住民税普通徴収			1			2	3			4			年4回
固定資産税		1		2				3			4		年4回
軽自動車税	1												年1回
国民健康保険税	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	毎月

7月の口座振替 7月25日(木)

8月の口座振替 8月26日(月)

納付書納期限 7月31日(水)

納付書納期限 9月2日(月)

★引き落とし日の前営業日までに口座をご確認ください。
★納付書納付は、最寄りの金融機関又は役場会計にてお願いします。

大鹿村中央構造線博物館たより 182号



2024年7月発行

TEL: (0265) 39-2205
staff69@mtl-muse.com

エコパークスキルアップ講座 第8回開催しました！

2024年5月26日にエコパークスキルアップ講座第8回「鳥倉山の植物観察」を開催、14名の方に参加いただきました。観察ルート(図1)は、第4回(2020年9月28日開催, 博物館たより138号参照(*1))とほぼ同じ経路でしたが、夕立神の石碑(写真1)に立ち寄りしました。この石碑は、「大鹿村石造文化財」(*2)にも記載がなく、どのような由来があるのか不明ですが、夕立神パノラマ公園を新設する際の名前の由来となったと聞いています。どなたか詳しい方がおられたら、是非情報をお寄せください！

鳥倉山の登山道は、標高2023.6mということもあってか、昨年に整備作業がされたようで、標識も新しく、ビューポイントからは小渋峡方面、山頂からは南アルプス方面を眺められるように木が伐採されていました(写真2,3)。以前と比べて道に迷いそうな箇所も減って、歩きやすくなりました。一方で、熊の爪痕が複数個所で見られました。鳥倉山に行かれる方は、熊には十分ご注意ください。

今回も、講師の蛭間先生に、樹木や植物の名前をお聞きしながら、ゆっくり歩いていきました。エコパークスキルアップ講座も8回目となり、着実にスキルアップされている方、私のようにあまり進歩のない方、いろいろな方がおられるようですが、参加者の皆さんに楽しんで学んでいただけたようです。(宮崎)

(*1)博物館たより138号

<https://mtl-muse.com/wp-content/uploads/2020/11/subindex01-04news138.pdf>

(*2)大鹿村石造文化財調査委員会(1993)「大鹿村石造文化財」, 大鹿村教育委員会発行。



図1 ルートマップ



写真1

右には夕立神、左には風神と書かれていた。



写真2

ビューポイントからは小渋峡方面の展望！



写真3

山頂からは荒川岳方面の展望！

エコパークスキルアップ講座 第9回 大池高原の植物観察

講師：蛭間啓さん(ひるま植生salon 代表)

第6回エコパークスキルアップ講座で大池高原に行きましたが、雨のため十分に観察できませんでしたので、再び大池高原周辺を歩いて、森の様子を観察します。

日時：2024年8月24日(土) 9:30～15:00
集合場所：塩の里 9:00、もしくは大池高原 9:30
持ち物：昼食、飲み物、歩きやすい靴と服装、雨具
申込先：中央構造線博物館 (TEL. 0265-39-2205)
申込締切：2024年8月22日(木)
参加費：無料
主催：大鹿村中央構造線博物館
共催：大鹿村公民館

※観察会終了後、希望者は、大池高原にあるカフェ・HAKKO OOSHIBA さんに休憩できます。飲み物の注文もできます。パフェ注文希望者は、8月14日(水)までに大鹿村中央構造線博物館までに連絡下さい。



司法書士による無料電話相談

全国一斉

子どものための

養育費相談会

○日時

8月31日(土)

午前10時～午後9時

○電話番号

0120-1567-301

(当日のみの専用番号です)

※相談は無料、秘密は厳守します。

○相談例

- ・養育費の話し合いをしないまま離婚したけど、今から支払ってもらえるの？

- ・今までは養育費を支払ってくれていたのに、急に支払われなくなった！

- ・養育費を減額／増額してほしい。 etc.

○問い合わせ先

長野県司法書士会

☎026-1232-7492

▼本リリースについてのお問い合わせは

長野県司法書士会

広報担当理事 帯刀裕子まで

☎026-1217-5305

FAX 026-1217-5306

〒380-0872

長野市妻科399番地

(裁判所正門前)

☎026-1232-7492

FAX 026-1232-6699

8月3日は司法書士の日です

司法書士事務所における
「相続登記特別無料相談」

～相続の心配ごとを解決しませんか？～ を実施します。

○日時

8月5日(月)～9日(金)

午前9時～午後4時まで

○場所

県内各司法書士事務所

(必ず電話でお問い合わせの上お出かけください。)

○相談料 無料

○予約

相談を希望する司法書士事務所に直接お問い合わせください。

○相談例

- ・登記名義人が先々代のままになっている

- ・相続登記の義務化でどのように変わったのか

- ・実家が相続登記をせずに空き

家となっている

- ・相続した土地を国が引き取ってくれる制度について知りたい

- ・法定相続情報証明制度について知りたい

- ・遺言について知りたい
- ・法務局で遺言を預かってくれる制度について知りたい

○問い合わせ先

長野県司法書士会

☎026-1232-7492

☆お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。お近くの司法書士事務所については、長野県司法書士会(☎026-1232-7492)へお問い合わせいただるか、当会ホームページに掲載している会員名簿をご覧ください。

▼本リリースについてのお問い合わせは

長野県司法書士会

広報担当理事 帯刀裕子まで

☎026-1217-5305

FAX 026-1217-5306

〒380-0872

長野市妻科399番地

(裁判所南)

☎026-1232-7492

FAX 026-1232-6699

裁判員制度15周年

平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の皆さまのご参加・ご協力に支えられ、令和6年5月21日に15周年を迎えました。

●裁判員制度ってどんな制度？

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

●18歳、19歳も裁判員に！

令和5年からは、18歳、19歳の方も裁判員に選ばれるようになります。民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下げられたことによるものです。

裁判員制度は、これまで多くの国民の皆さまのご参加により、15年間にわたって実施されてきました。引き続きご理解とご協力をお願いします。

●もっと詳しく知りたい方へ！

<https://www.saiiban.in.courts.go.jp/>

または

『裁判員制度』

で検索



大鹿村消防団 ポンプ操法飯伊大会に出場！

令和6年度飯伊消防技術大会(ポンプ操法)が6月16日(日)に泰阜村総合グラウンドで行われました。大鹿村消防団は、消防技術の向上を目的に4月から約2か月間、小型ポンプ操法の練習を積み重ね、大会に臨みました。

小型ポンプ操法の部では13チームが出場し、大鹿村消防団もその成果を十分に発揮し優秀な成績を収めました。



Oh!鹿祭2024を令和6年10月26日(土)開催します

開催時間▷10:00~16:00

会場▷大西公園

ボランティアスタッフ大募集

事前準備や当日スタッフなど、一緒にOh!鹿祭を盛り上げてくれる仲間を
年齢、性別、ご住所、関係なく大募集中!!
お気軽にお問合せくださいませ♪

出店募集(村外の方は別条件)

フード屋台、農産物、特産品、クラフト出店者様大募集!
出店料2,000円又は、協賛金1口以上をお願い致します。

8月8日(木)
メ切

協賛募集

ご協賛者様の氏名や企業名をチラシなどに
掲載させていただきます! 協賛金1口5,000円

8月8日(木)
メ切

↓HPはこちら



【問い合わせ先】 Oh!鹿祭実行委員会事務局 ☎(代表 石川)090-9188-1542まで

【事務局】 大鹿村木工体験交流施設 KASUGAI でも受付けています。



7月から保健福祉課でお世話
になっております、宮坂文と申
します。
社会福祉士として、大鹿村の
子育て支援や福祉のお手伝いを
していきたいと思っております。
よろしくお願いします。



宮坂 文
(保健福祉課)

新任職員の紹介

令和6年度7月1日付
【採用】
○会計年度任用職員 宮坂 文
(保健福祉課業務支援)

人事異動

令和6年度